

記入例

様式第1号（第5条、第6条関係）

令和8年度申込用

申請書提出日をご記入ください
令和〇〇年 〇月 〇日

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼現況届出書

大分市長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定について

申請します。
現況を届け出ます。

申請児童の 情報	氏名（ふりがな）		性別	生年月日	令和8年4月1日 時点の年齢	下記保護者 との続柄	教育・保育給付認定 希望年月日	支給認定証番号	
	おおいた りく 大分 陸		男 女	2・6・17	5 歳	子 （その他）	8・4・1		
保護者（申請者） の情報	ふりがな	おおいた けんいち		生年月日	S・H 61・ 8 ・23		電話 番号	（自宅） △△△ - 〇〇〇 - ×××× （父） ××× - 〇〇〇〇 - ×××× （母） 〇〇〇 - ×××× - △△△△	
	氏 名	大分 健一							
	住 所	〒 〇〇〇 - ×××× A 大分市 〇 〇 町 × 番 △ 号 別紙世帯員調書の提出も併せて必要です。							
	※保育料算定のため、市外からの転入の方は、市区町村民税の課税額及び所得額が確認できる証明書の添付が必要です。下記該当日に 市外居住の方 は当時の住所を記入してください。							生活保護の状況	
	令和8年1月1日時点の (予定) 住 所	B ・住所Aと同じ ・その他				都・道 府・県	市・区 町・村	☒ 適用なし ☐ 申請中 ☐ 適用あり (年 月 日 開始)	担当者名
令和7年1月1日時点の 住 所	C ・住所Aと同じ ・住所Bと同じ ・その他				都・道 府・県	市・区 町・村	この場合、令和8年8月末までに施設の利用を開始する方は、令和7年度の別府市での市区町村民税課税額及び所得額がわかる証明が必要です。		
在宅障害者の有無	☒ 無 ☐ 身体障害者手帳取得者 ☐ 療育手帳取得者 ☐ 精神障害者保健福祉手帳取得者 ☐ 特別児童扶養手当受給者 ☐ 障害年金等受給者								
個人番号 (マイナンバー)	保護者	〇〇〇〇△△△△××××		配偶者	△△△△××××〇〇〇〇		申請児童	△△△△××××〇〇〇〇	
保育の希望	必要とする理由・時間	無	幼稚園、認定こども園（教育部分） ※満3歳以上が対象です。 入所（予定）施設名 △〇幼稚園					1号認定	
		有	保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（幼稚園等との併願を含む）					2、3号認定	
		続柄	1号認定の申請では、ここは記入しないでください。						
		()	1. 就労 2. 妊娠・						大 中 9. その他()
		()	1. 就労 2. 妊娠・						大 中 9. その他()
同一世帯の 就学猶予・ 免除者	☐ 有 ☒ 無		※「有」の場合、その者の氏名						
施設受付印		市 受付 印		摘 要					
				取消 ・ ・					

○字は楷書ではっきりと、太枠だけ記入してください。

○保育の希望が「有」の場合は別途保育を必要とする理由が確認できる書類が必要です。必ず添付して申請（届出）してください。

○現況届出の際は、現状を記入してください。教育・保育給付認定事項に変更がある場合は、戸籍謄本等の証明を別途求めることがあります。

○現況届出の際に、教育・保育給付認定事項に変更がある場合は、原則、届出書を本市が確認した翌月1日から教育・保育給付認定の変更を行います。

電 算

教育・保育給付認定(1号)申込のてびき



- 教育・保育給付認定を申請する場合の受付場所

各幼稚園・認定こども園
- 教育・保育給付認定等に関する各種お問い合わせ先

大分市福祉事務所 子ども入園課 入所・入園担当班

TEL 097-537-5794

教育・保育給付認定の手続きが必要です

子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けようとする子どもについて 3 つの認定区分が設けられ、これに従って教育・保育に要する費用が給付されます（施設・事業者が代理受領）。そのため、幼稚園（※）や保育所・認定こども園等の利用を希望する保護者は教育・保育給付認定の申請が必要となります。保護者からの申請に対して、市が**教育・保育給付認定**を行います。

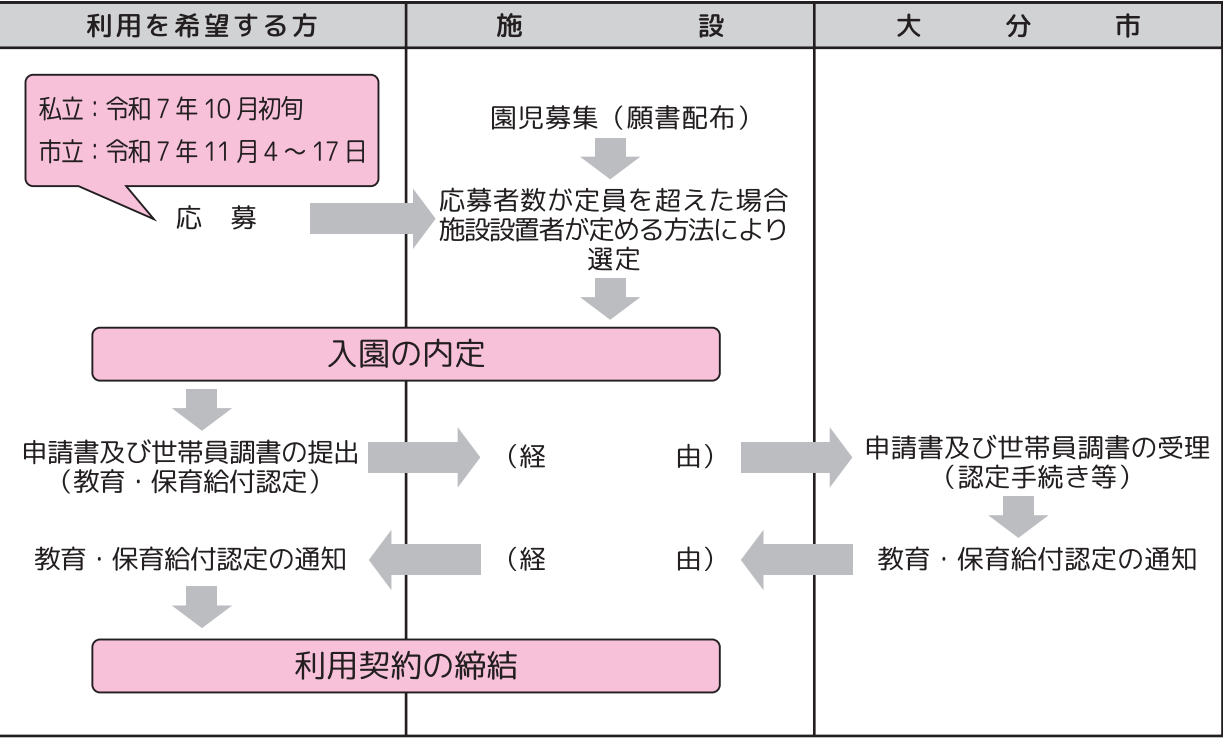
※新制度へ移行していない幼稚園の利用については教育・保育給付認定を受ける必要はありませんが、令和元年（2019 年）10 月から開始した幼児教育・保育の無償化関連の手続き（施設等利用給付認定）が必要になります。利用を希望する幼稚園が新制度に移行しているかは、直接幼稚園にお問い合わせください。
なお、市立幼稚園・市立認定こども園はすべて新制度に移行しているため、教育・保育給付認定の手続きが必要です。

教育・保育給付認定の種類

教育・保育 給付認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1 号認定	満 3 歳以上の就学前の子どもで、教育を希望する子ども（2 号認定を除く）	認定こども園（教育部分）・幼稚園
2 号認定	満 3 歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労・疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園（保育部分） 保育所（園）
3 号認定	満 3 歳未満の子どもで、保護者の就労・疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園（保育部分）・保育所（園）、 家庭的保育事業（保育ママ）・小規模保育・事業所内保育

利用手続きの流れ（1 号認定）

- ◆ 認定こども園（教育部分）、新制度へ移行している幼稚園の利用を希望する場合、**入園の内定を受けた後に**教育・保育給付認定申請書及び世帯員調書を**施設に提出**し、教育・保育給付認定を受けた後、利用契約を締結します。ただし、市外の施設を利用する場合は、入園の内定後、教育・保育給付認定申請書及び世帯員調書を**子ども入園課や東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、各支所**に提出してください。



教育・保育給付認定後の申請内容の変更について

- ◆ 住所や氏名の変更（結婚・離婚など）、世帯員の変更、生活保護の開始・廃止等により、申請した内容に変更が生じた場合は『教育・保育給付認定変更申請書』を在籍している施設に提出してください。
※子ども入園課や東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、各支所においても提出することができます。

負担金について

- ◆ 幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの利用料が無料になりました。
※幼稚園及び認定こども園の 1 号認定子どもについては、満 3 歳から無料になります。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。
ただし、生活保護世帯や年収 360 万円未満相当世帯等については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

注意事項

- ◆ **保育所、認定こども園（保育部分）等（2 号認定）の入園を併願したい場合は 1 号認定に加え、2 号認定についても教育・保育給付認定申請が必要です。なお、2 号認定の申請については、令和 8 年度用の「教育・保育給付認定（2 号・3 号）兼保育施設入所申込みのてびき」（11 月～12 月ごろ配布予定）に従い、希望する保育所、認定こども園または子ども入園課や東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、各支所へお申し込みください。**
- ◆ 既に幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用している方で、保育所や認定こども園（保育部分）へ転園を希望される場合も、2 号認定の申請が必要です。
- ◆ 教育・保育給付認定は保護者の居住地の市町村が行います。大分市に住民票がない場合の手続きについては、住民票のある市町村にお尋ねください。
- ◆ **幼稚園等に内定後、入園をとりやめる場合に上乗せ徴収分（入園料等）の返還がない場合があります。保護者と施設との契約内容にかかる部分となりますので、詳細は各施設にご確認ください。**
- ◆ 退所（園）される場合は「退所（園）届」の提出が必要となります。

